

### 自己点検事項

#### ◇ 総合周産期特定集中治療室管理料(A303)

##### 【共通】

(1)「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」(平成29年3月31日医政地発0331第3号)

に規定する以下のいずれかである。

( 適 ・ 否 )

ア 総合周産期母子医療センター

イ 地域周産期母子医療センター

(2)自家発電装置を有している病院である。

( 適 ・ 否 )

(3)当該病院において、電解質定量検査及び血液ガス分析を含む必要な検査を常時実施できる。

( 適 ・ 否 )

##### 【母体・胎児集中治療室管理料】

(1)病院の一般病棟の治療室を単位としている。

( 適 ・ 否 )

(2)母体・胎児集中治療室管理を行うにふさわしい専用の母体・胎児集中治療室を有しており、当該集中治療室の広さは、内法による測定で、1床当たり15m<sup>2</sup>以上である。

( 適 ・ 否 )

※ 平成26年3月31において、現に当該管理料の届出を行っている保険医療機関については、

当該治療室の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとする。

(3)当該治療室に3床以上設置されている。

( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等  
・治療室の平面図(面積が分かるもの)

医療機関コード

保険医療機関名

(4)専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務している。 ( 適 ・ 否 )

※ 当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での当直勤務を併せて行っていない。

※ ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。

**点検に必要な書類等**  
・専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していることが確認できる書類

(5)当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上である。 ( 適 ・ 否 )

※ 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わない。□

**点検に必要な書類等**  
・勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌  
・日々の入院患者数が分かる一覧表

(6)帝王切開術が必要な場合、30分以内に児の娩出が可能となるよう、当該保険医療機関内に、医師その他の各職員が配置されている。 ( 適 ・ 否 )

(7)当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を母体・胎児集中治療室内に常時備えている。 ( 適 ・ 否 )

※ ただし、イ及びウについては、当該保険医療機関内に備え、必要な際に迅速に使用でき、緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。

ア 救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等)

イ 心電計

ウ 呼吸循環監視装置

エ 分娩監視装置

オ 超音波診断装置(カラードップラー法による血流測定が可能なものに限る。)

(8)原則として、当該治療室はバイオクリーンルームである。 ( 適 ・ 否 )

医療機関コード

保険医療機関名

## 【新生児集中治療室管理料】

(1)病院の一般病棟の治療室を単位としている。

( 適 ・ 否 )

(2)新生児特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の治療室を有しており、当該新生児特定集中治療室の広さは、内法による測定で、1床当たり7m<sup>2</sup>以上である。

( 適 ・ 否 )

※ 平成26年3月31において、現に当該管理料の届出を行っている保険医療機関については、当該治療室の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとする。

(3)当該治療室に病床が6床以上設置している。

( 適 ・ 否 )

(4)専任の医師が常時、新生児特定集中治療室内に勤務している。

( 適 ・ 否 )

※ 当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、治療室又は治療室、中間室及び回復室からなる病棟(正常新生児室及び一般小児病棟は含まれない。)以外での当直勤務を併せて行っていない。

※ ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。

(5)当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上である。

( 適 ・ 否 )

※ 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行っていない。

**点検に必要な書類等**  
・治療室の平面図(面積が分かるもの)

**点検に必要な書類等**  
・専任の医師が常時、新生児特定集中治療室内に勤務していることが確認できる書類

**点検に必要な書類等**  
・勤務実績表、記号等の内容・申し送り時間が分かる一覧表、勤務形態ごとの勤務時間が分かる書類、会議・研修・他部署勤務の一覧表、日々の入院患者数が分かる一覧表  
・病棟管理日誌

医療機関コード

保険医療機関名

(6)当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を新生児特定集中治療室内に常時備えている。

( 適 ・ 否 )

- ア 救急蘇生装置(気管内挿管セット)
- イ 新生児用呼吸循環監視装置
- ウ 新生児用人工換気装置
- エ 微量輸液装置
- オ 経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置
- カ 酸素濃度測定装置
- キ 光線治療器

(7)原則として、当該治療室はバイオクリーンルームである。

( 適 ・ 否 )

(8)次のいずれかの基準を満たしている。

( 適 ・ 否 )

ア 直近1年間の出生体重1,000グラム未満の新生児の新規入院患者数が4件以上である。

イ 直近1年間の当該治療室に入院している患者について行った開胸手術、開頭手術又は開腹手術の年間実施件数が6件以上である。

点検に必要な書類等

・出生体重1,000グラム未満の新生児の新規入院患者数が確認できる書類、  
又は当該治療室に入院している患者について行った開胸手術、開頭手術又は開腹手術  
の年間実施件数が確認できる書類

※ 当該届出を行っている病床数を一時的に超えて入院患者を受け入れた場合(超過する病床数は2床を上限とする。)であっても、他の医療機関において受入困難な状況での緊急入院などやむを得ない事情がある場合は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該診療報酬を算定できる。

ア 常時4対1より手厚い看護配置(助産師又は看護師)である。

イ アにおいて常時3対1の看護配置を満たせなくなつてから24時間以内に常時3対1以上の看護配置に戻している。

ウ 定員超過した病床数、時刻及びその際の看護配置状況等について記録を備えている。

医療機関コード

保険医療機関名